

令和4年度

埼玉県予算編成に関する要望書

令和3年10月14日

**埼玉県議会
無所属県民会議**

はじめに

大野知事におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策や災害対応など、県知事のリーダーシップが改めて問われる時世において、734万県民の命と暮らしを守り、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に向け、日々ご尽力いただいていることに心より感謝を申し上げます。

我々無所属県民会議も県民の声に真摯に耳を傾け、県民こそが主役の県政、そして県民幸福のための行政を目指し、日々活動しております。会派及び議員各自の活動から得られた声に加え、県内の様々な団体との意見交換を通して県政への多様な提言も届けられております。

この度、政策提言に繋がる事項を中心に「令和4年度 埼玉県予算編成に関する要望書」を取りまとめました。本要望書には、**県政全般に関わる事項365項目、各地元要望235項目、合計600項目**を掲載しております。

来年度予算にあたって、我が会派では

① 「新型コロナ打撃(ショック)からの回復」

- ・中小企業等へのDX化支援
- ・地域商業活性化のためのイベント開催支援
- ・県産米の消費拡大
- ・コロナ禍で増加した女性の自殺対策や、高齢者・妊婦等の孤立対策 など

② 「新しい時代を切り拓く公教育の推進」

- ・県立中高一貫校の推進
- ・Edtechの活用 など

③ 「子供の命を守る施策への重点投資」

- ・社会的養護の充実
- ・児童虐待防止対策の強化 など

④ 「気候危機に打ち勝つ埼玉県政」

- ・太陽光パネル設置に起因する崩落防止策の実施
- ・県民総ぐるみで埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進 など

を軸として構成し、その他、県政全般について多様な要望事項を掲載いたしました。

コロナ禍で例年にも増して県財政が大変厳しい状況ではありますが、特段のご配慮を賜りますよう、ここに要望いたします。

令和3年10月14日

埼玉県議会 無所属県民会議

代 表	岡 重夫			
副代表	醍醐 清			
幹事会	石川 忠義	江原 久美子	八子 朋弘	
総務会	並木 正年	岡村 ゆり子		
政策調査会	井上 航	平松 大佑	柿沼 貴志	金野 桃子
渉外対策本部	松坂 喜浩	杉田 茂実		
特命幹事	鈴木 正人			

1. 企画 財政部 関係

(1)DX を強力に進めるため、以下の事項に早急に取り組むこと

〈1〉CDO の創設

〈2〉庁内のペーパーレス化のさらなる促進

〈3〉公金納付のキャッシュレス化の導入

〈4〉職員のテレワークのさらなる推進を図ること

〈5〉スマート県庁の早期実現

〈6〉データサイエンティスト、エンジニアなどデジタル人材の採用を行うこと

〈7〉今後県庁に求められるデジタル人材の要件定義を行い、デジタル人材の育成を図ること

(2)地下鉄 12 号線の延伸を強力に進めること

(3)市町村が行う狭隘道路解消の取組を支援すること

(4)高崎線の遅延対策

(5)デマンドバスやデマンドタクシー、コミュニティバスへの財政支援

(6)北陸新幹線の熊谷駅停車へ向けた要望活動の強化

(7)高齢者ドライバーの事故防止のための取組を引き続き進めると共に運転免許自主返納を進めるために以下の施策を講ずること

〈1〉移動手段を持たない高齢者が増加してきていることをふまえ、高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した移動手段の確保・充実をはかること

〈2〉コミュニティバス路線の整備にあたっては、高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携も推進すること

(8)遅延・人身事故が特に多い東武東上線のホームドア設置を推進すること

(9)デジタル化を進める市町村への支援

(10) 秩父鉄道を軸とした県北地域の活性化の推進と東武伊勢崎線の羽生駅での乗り継ぎ利便性の促進

(11) 投票率向上について下記の取組を行うこと

〈1〉投票率の改善に向けた啓発・広報活動を強化し、有権者に投票行動を促す取組の推進

〈2〉投票所(期日前投票)のさらなる設置・共通投票所の設置ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設置

(12) 全庁的な SDGs の取組を推進すること

(13) 小規模事業者等の SDGs への取組支援を行うこと

(14) 地方自治体が保有する建物について表示に関する登記を通じた公示を行うこと及び一般の未登記建物の表示を推進すること

(15) 申請手続様式に代理申請者としての行政書士氏名、連絡先等の記載欄を設けること

2. 総務部関係

(1) 公共施設の維持整備計画策定を通じた適切な施設管理と経費削減の徹底

(2) 大規模工事(WTO 対象外)について県内企業への優先発注

(3) 納税証明書の電子申請を実施すること

(4) 悪質な高額滞納者を中心とした徴税対策の徹底と徴収率の向上及び市町村の徴税業務の支援

(5) 建設工事に係る入札参加資格審査の格付けにおいて、地域ボランティアやインターンシップの受け入れ、環境への配慮等を加点するなど、企業の様々な

取組を積極的に評価する仕組みの推進

(6) 改正品確法及び運用指針の市町村への徹底について下記の取組を行うこと

〈1〉市場における労務、資材などの取引価格、施工の実態などを的確に反映した予定価格の適切な設定すること

〈2〉ダンピング対策の強化

最低制限価格及び低入札価格調査基準の適切な設定・運用をすること

〈3〉施工時期の平準化と適切な工期設定及び適切な設計変更をすること

(7) 朝鮮学校への私立学校運営費補助金支給の廃止

(8) 職員の勤務管理に関して、業務の適正かつ効率的な進行管理

(9) 障害者雇用について民間企業の模範となるよう、能力と適性に応じた雇用の促進を図ること。特に知的障害者の採用に力を入れること。また、障害者採用試験の結果、採用予定数が定員を下回った場合の追加募集を行うこと

(10) 市有施設の老朽化が一段と進み、中心市街地の衰退が著しく進んでいることを十分に考慮し、北部地域振興交流拠点施設(仮称)の早期建設

(11) デジタル化の進展、県人口を鑑み、適正な職員定数とすること

(12) 幼稚園における ICT 化の推進

(13) 埼玉県及び市町村における新型コロナウイルス感染症防止対応について下記の取組を行うこと

〈1〉オンライン申請への移行を進めること

〈2〉県システムへの市町村の参加が可能となるよう費用面でデジタル化が難しいものも含めて見直しを図ること

〈3〉添付書類中、行政機関の情報連携が可能なものを点検し、添付が不要なものとは早期に添付不要とすること

(14) 県庁に手話通訳者を設置すること

3. 県民生活部関係

(1) 北朝鮮による日本人拉致問題・人権侵害問題に対する県民意識のさらなる啓発事業の推進

(2) 県平和資料館の歴史的史実に基づく公正・中立な運営と我が国の戦後平和維持活動の公正な評価による展示内容の拡充

(3) スケートボード施設の整備

(4) プロスポーツとの連携を強化し、スポーツを核とした地域交流を推進すること

(5) 防犯カメラの拡充、増設に取り組むこと

(6) 地域伝統芸能・行事の維持や地域ブランド・イメージアップ人財育成のため、地縁団体や商店会等に対する補助制度の創設

(7) 自転車利用に関し、道路交通法および自転車乗車に関する安全ルールの周知徹底と実技講習や啓発活動・指導などの措置

(8) 消費生活相談員の雇用形態・処遇の改善

(9) 消費者課題に関する施策、人材確保と養成の視点から、消費生活相談員の処遇改善と研修支援(費用補助)を県と市町村が連携して推進すること

(10) 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅のため消費者への情報提供と注意喚起の徹底

(11) 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を講ずること

- 〈1〉教育現場・医療をはじめとする公共サービスに従事する関係者の理解を促進し、医療機関等での差別的取り扱いを解消するよう取り組むこと
- 〈2〉性的指向や性自認(性同一性障害を含む)に関する正しい理解を進めるため、企業や一般向けの啓発活動を強化・推進すること
- 〈3〉当事者の困りごとに関する相談を受け止め、様々なハラスメントと同様に一元的な相談対応をできる環境の整備

(12)福祉部と連携した障害者スポーツの振興

(13)埼玉県青少年健全育成条例に基づく携帯電話販売店等におけるフィルタリングサービス説明実施の徹底

(14)高齢者の消費者被害を防止するために、「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」が早期に全市町村に設置されるよう促し、見守りネットワークの活動を積極的に支援すること

(15)全国的にもコロナ禍で過去最悪の自殺者数になっている特に学生を含む若い世代の自殺者増加に対する具体的な相談窓口等の対応強化をすること

(16)埼玉県犯罪被害者等支援条例の「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」に同性等カップルとその子どもも家族(遺族)として対象とすること

(17)県庁の全職員に対して性的指向および性自認、性表現(SOGIE)にかかわる職員の研修や職員のための対応ガイドラインなどを策定するとともに、県民にも周知すること

4. 危機管理防災部関係

(1)災害時に防災拠点や支援拠点となる公共施設、都市公園、県立公園の早期整備、防災機能の強化推進

(2)高層マンション、大規模ビルの自家発電能力向上やマンホールトイレ設置

等を促し、自助的な避難所として機能するよう支援すること

(3) 県・市町村・鉄道事業者等の企業が相互に連携した地域横断的な帰宅困難者対策の更なる推進

(4) 台風被害を想定した計画策定(他県との連携、廃材処理等)

(5) 大規模停電対策の初動体制の確立と万全な体制づくり

(6) 関連死対策を含む防災計画策定の推進

(7) 市町村の地域防災計画の整合性をはかり、市域にまたがる計画について県が主体的な調整を行うこと

(8) 市町村の区域を越えた広域避難計画の策定

(9) 危機管理の指針の見直し

(10) 「埼玉県防犯共助県づくり推進事業補助金」の維持・拡大

5. 環 境 部 関 係

(1) 都市部における屋上や壁面緑化の推進と積極的支援

(2) 環境美化運動の推進と環境の保全・創造への理解を深めるための環境学習の推進

(3) 県の魚「ムサシトミヨ」、県の鳥「シラコバト」の生息環境の保全

(4) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換設置促進

(5) 不法投棄のパトロールと撤去体制の強化

(6) 環境に関する施策について下記の取組を行うこと

- 〈1〉建物、運輸等あらゆる方面において温室効果ガス削減がすすむよう、再生可能エネルギーの電源開発や利用といった県の取り組みをさらに強化すること
- 〈2〉プラスチックの削減に向けた行動変容をつくり出すため、行政による事業者および県民への問題の共有、意識の向上といった啓発の機会を増やすこと

(7) 化学物質過敏症の予防対策の徹底と化学物質対策の強化

(8) カーボンニュートラルの実現のため、地熱発電など再生可能エネルギー、小水力発電などの研究をさらに進め、分散型発電を推進すること

(9) 太陽光パネル設置による崩落事故等が発生している現状を踏まえ、太陽光発電の推進にあたっては崩落事故等が発生しないよう適切な指導にあたること

(10) 脱炭素社会実現に向けた取組として地域新電力会社の設立や運営を行う専門の人材派遣等、地域新電力に対する支援の実施

(11) 長瀬射撃場のバリアフリー化の推進

(12) 下水由来の水素サプライチェーンの構築につながるFCV車導入の県補助額及び地方自治体も含めた交付対象の拡大

(13) 県内市町村への「生物多様性地域戦略」の早期策定の促進を図るとともに生物多様性に取り組む市町村へ森林環境贈与税の配分を行うこと

(14) 埼玉県自然学習センターに「地域連携保全活動支援センター」の機能を付加(併設)すること

(15) 「生物多様性緑化推進マニュアル」の作成と活用

(16) 市町村、NPO等と連携して「コウノトリ野生復帰プロジェクト」への事業推進

(17) アライグマ捕獲従事者研修会の機動的な開催

(18) 自転車やバスなどの公共交通機関の利用促進による温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

(19) 環境に負荷の少ない水素エネルギー活用のまちづくりの推進

(20) 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識を向上させるため、市民に十分な広報・啓発を県と市町村とで連携して行うとともに、オフィスや生活における節電・省エネの推進や技術の導入を支援し、家庭・地域・職域での環境問題への取り組みを強化すること

(21) 見沼の環境保護と土地の活用

(22) 耕作放棄地を取得して、自然再生を行う仕組みづくりの推進

(23) 自動車税の一部活用による「彩の国みどりの基金」の継承と運用見直しについて下記の取組を行うこと

〈1〉現状の自動車税 1.5%相当の財源確保については、今後も継承し「自然環境の保全と再生」を主目的とした財源として運用すること

〈2〉国からの「森林環境譲与税」の新規配分を踏まえ、現状の「彩の国みどりの基金」の財源使途を担当する県森づくり課とみどり自然課の2つから、「自然環境の保全と再生」を担当するみどり自然課に一本化を図ること

〈3〉今後、「生物多様性保全」を特に重視した施策展開が望まれるため、『生きもの共生基金』等として、「自然環境の保全と再生」を始め「絶滅危惧動植物対策」、「外来種や有害鳥獣対策」等の財源使途へと運用内容の見直しを図ること

〈4〉「みどりの基金」の運用再検討を図り、県が主体となり自然を守るための公有地化財源としても活用を図ること

(24) 「埼玉県生物多様性緑化(在来の草と木による自然再生)推進事業」を創設すること

(25) 桜やコスモス・桃・梅などの果樹にも被害を及ぼすクビアカツヤカミキリ対

策の推進

(26) 埼玉版スーパーシティプロジェクトについては支援策をブラッシュアップし、全ての市町村参加のもと県民総ぐるみで推進できるよう取組を進めるよう取り組むこと

(27) 多様な生きものが生息可能なエコロジカルネットワークの形成を推進させるための埼玉県による独自の事業や市町村に対する補助・交付金制度の充実

(28) 河川の水質改善に努めること

(29) 「都市緑地法等の一部を改正する法律」(生産緑地法の一部改正)により特定生産緑地制度が創設され、本制度への移行(制度の周知・意向確認取りまとめ、都市計画審議会での意見聴取、指定の公示等)手続きは市が中心となるが、営農継続意向がある生産緑地所有者への意向確認・指定手続きの周知遅れが発生しないよう、各市へ手続きの徹底を改めて働きかけること

(30) 都市農業を担う意欲ある生産者が将来にわたって営農を継続するために、生産緑地を有する市に対しては、生産緑地の面積要件の緩和に係る条例制定を働きかけること。さらに「都市計画運用指針」に基づく生産緑地の追加指定再指定、生産緑地未設置市町に対する制度導入についても、各市町へ働きかけること

6. 福祉部関係

【児童福祉】

(1) 保育所施設整備に関する県補助金の拡充

(2) 民間活力による保育所の整備や認定こども園の運営支援による入所受け入れ枠の拡大と保育の質の確保

(3) 家庭的・小規模保育施設の整備を促進し、0～1歳児の受け入れを強化

(4) 病児・病後児保育の拡充

(5) 住民ニーズに沿った乳幼児医療費支給事業補助金の対象年齢の拡大と標準化への取組(乳幼児医療費支給制度に係る所得制限と自己負担金制度の撤廃と対象年齢の中学校終了までの拡大)

(6) 市町村が公表している待機児童数に加えて、待機児童数に算入されていない「何らかの保育サービスを必要とする待機児童(潜在的待機児童)数」と、その理由を把握し、すべての子どもが希望する保育所に入所できるようにするための対策

(7) 待機児童解消に向け、引き続き県及び市町村が連携し、より良い保育の質・環境を確保しつつ、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。保護施設等の整備をはかること

(8) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町村での設置を促進すること

(9) 産後うつ対策として、全産婦の産後うつ調査の実施、産後ケア施設への利用支援、助産師等によるケア等を充実させること

(10) 保育の質・機能向上のための職員処遇の改善

(11) 保育園における ICT 化の推進

(12) アレルギー対応ガイドライン通り、個別調理の職員雇用のため加配を行うこと。エピペン保持者については生死にかかわる重要な部分であるため別途加算とすること

(13) 障害児保育対策費の補助金の増額

(14) 現場実態に即していない国の公定価格の見直しを国へ働きかけるとともに、

見直しが行われるまでの間、県単独補助を行う等、保育の質・機能向上のために、職員処遇を改善すること

(15)産休等代替え職員費補助金の継続・充実

(16)多胎児支援を行う市町村に対しての人的及び財政的な支援をすること

(17)学童保育について「待機児童ゼロ」「大規模解消」を進めるために、「支援の単位」に対応する施設整備費や運営費、「放課後子ども環境整備事業」等を引き続き予算化すること。同時に、市町村にも広報を行うなどして県が主導的な役割を果たすこと

(18)学童保育について国に対して「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等のコロナ関連施策の継続と拡充を要望すること

(19)学童保育と放課後子供教室事業については、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる一体型クラブ・教室の整備を進めること

(20)学童保育について福祉サービス事業所の第三者評価については、受審率向上を促す対策を推進すること

(21)学童保育について児童福祉法が改正され、「従うべき基準」の「参酌化」とされたことに対して、県ガイドラインの遵守を市町村に周知徹底すること

(22)放課後児童クラブの「待機児童ゼロ」「大規模解消」を進めるために、指導員不足を解消するための取組を支援すること

【特別支援(発達障害等)】

(23)発達障害者(児)支援のための早期発見、療育体制の強化、発達障害支援プロジェクトの更なる推進

(24)聴覚障害児聴能訓練事業の充実

【児童虐待対策】

(25) 虐待の防止と早期発見などにもつながる妊娠・出産期の支援、産前・産後ケアの充実

(26) 児童虐待事例を見逃さず、他行政機関とも連携できる児童相談所の体制強化。相談に対応する専門的人材確保と質の向上

(27) DV、ストーカーなどの被害者救済に向け、県警・人身安全初動指揮本部等と連携した保護対策の徹底

(28) 社会的養護の充実・児童虐待防止対策の強化として、以下の施策を講ずること

〈1〉児童相談所の体制強化として下記の取組を行うこと

ア、複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童福祉司および児童心理司を増員すること

イ、一時保護が必要な児童の増加に対応し得る、一時保護所の拡充・整備および職員を増員すること

〈2〉保護が必要な児童が他の自治体に移動しても、他の児童相談所・自治体と円滑に情報を共有し、切れ目のない相談・支援体制を確立すること

〈3〉保護された子どもの受け皿の充実・強化のため、里親制度の推進や児童養護施設などの整備を図ること

〈4〉児童の親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えることが禁止されたこと、虐待を発見したときは通告する義務があることを広く国民に周知・啓発すること

(29) 子どもの貧困対策に取り組むこと。計画の実行にあたっては、自治体、子ども食堂、NPO、教育機関と連携し、実態調査に基づいた実効性のある取組を進めること

(30) 児童虐待の早期発見のため、市町村における利用者支援事業「基本型」の取組を推進すること

(31) ジュニアアスポート事業を発展させていくため、市町村への補助額上限の

引き上げ

(32) 人工知能(AI)を活用した児童虐待対応支援システム

(33) フードバンク団体やフードバンク活動への支援について下記の鳥雲を行うこと

〈1〉食料の保管場所の確保や保管にかかる光熱費・配送料・人件費等基盤強化のための恒常的な支援

〈2〉周知や広報について市町村への働きかけを行うこと

【障がい者福祉】

(34) 共生社会の実現に向け次の施策を推進すること

〈1〉共生社会の実現に向け、障害のある人たちが社会の中で生きづらさを感じない社会を実現するため、第6期埼玉県障害者支援計画、埼玉県ケアラー支援計画、第6期埼玉県地域福祉計画等の施策の進捗状況を示すこと

〈2〉障害者差別解消法が令和3年の通常国会で改正され、民間事業者の合理的配慮は努力義務から義務となった。埼玉県共生社会条例も改正障害者差別解消法の趣旨に沿って、改正に向けての具体的なスケジュールを示すこと

〈3〉津久井やまゆり園事件、旧優生保護法による障害をもつ人たちへの強制不妊手術の問題、障害者雇用の水増し問題など障害者の人権を守る施策の進捗状況を示すこと

(35) 障害者就労の支援強化 及び 障害者就労施設における工賃向上対策 (自治体における優先調達推進や施設間連携による共同受注など)

(36) 障害者のグループホーム等の整備を行うこと

(37) 精神疾患の実態把握と、アウトリーチ事業の推進

(38) 災害時の障害者の安心・安全な環境について次の取組を講じること

〈1〉豪雨災害が予想される場合、雨の降り出す前に福祉避難所などを開設し災害時要援護者が先行して避難できる体制づくり

〈2〉福祉避難所の更なる充実

- (39) 精神障害者へのアウトリーチ事業の充実・推進について
- 〈1〉アウトリーチ事業を速やかに県内全域に拡大すること
 - 〈2〉事業についての情報を周知するために多様な方法をとること
 - 〈3〉感染対策をとったうえで、できるだけ訪問を継続すること
 - 〈4〉訪問ができない場合には電話やメールなど当事者の使えるツールの使用を検討すること
 - 〈5〉当事者が支援を拒否する場合でも、家族などを通しての支援を行うこと
- (40) 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築を積極的に推進すること
- (41) 埼玉県公募型障害者スポーツ活動支援事業の拡充と手続きの簡素化
- (42) 県内公共施設、特にスポーツ施設のバリアフリー化の推進
- (43) 緊急自動車の警光灯が「緊急走行」また「それ以外の通常走行」が、ろう者（聴覚障害者標識）等にもわかるよう音だけではなく、目で見て分かるような表示の義務付けをすること
- (44) 特別支援学校（ろう学園）をはじめ、公共施設および福祉避難所に聴覚障害者向けの目で聴くテレビ「アイ・ドラゴン 4」を設置すること
- (45) 公共交通機関（駅・バス高速道路等）コインパーキングや無人駅や無人料金所におけるインターホンによる音声でのやり取りについて、聴覚障害者も安心して利用できる仕組みに改善すること

【高齢者福祉】

- (46) 高齢者福祉に関する施設整備に関して次の取組を講じること
- 〈1〉大規模修繕の補助金を拡充すること
 - 〈2〉及び大規模修繕補助金に加え中規模改修への補助を拡充すること
 - 〈3〉災害・感染防止・セキュリティ対策など施設機能の持続可能性を高める経費への補助金を創設すること

(47) 介護人材の確保について次の取組を講じること

〈1〉人材確保のための事業の推進

求職者、事業者が簡単に身近で接触できるシステムの構築をすること。また、外国人人材の受入れについて、外国人が働きたいと思える状況を共に考え取り組みながら、費用負担についても支援すること

〈2〉介護職員等の業務改善

介護ロボットのさらなる活用のため、介護ロボット普及促進事業補助金の継続をすること。また介護職員の業務負担を軽減するために、ICT 導入の支援を加速すること。特に介護記録の業務については迅速な改善をすること

(48) 介護従事者の賃金アップなど待遇改善に向け、更なる国への要望活動とともに実態調査を行いそれに基づく県独自の施策の充実

(49) 単身高齢者に対する孤独死対策と見守り体制の構築

(50) 県下全市町村へ 24 時間在宅介護サービスの普及促進

(51) 要介護度改善モデル事業を全県に拡大して認証制度を創設すること

(52) 健康長寿埼玉プロジェクトへの県民参加の促進

【社会福祉(生活保護等)】

(53) 貧困・格差に関する施策について次の取組を講じること

〈1〉コロナ禍における生活困窮者への食料支援政策の策定。加えてフードバンク団体の食料品等の受け渡し実務(特に一時保管と輸配送)に掛かる費用の支援

〈2〉子ども食堂やフードパントリーの物資不足から、県内事業者に対して食料の提供の呼びかけ及び、市町村と連携した情報発信を推進すること

(54) ケースワーカーの増員による生活保護行政の質向上と不正防止

(55) ケアラー相談を含め支援活動を行っている団体に対する財政等の支援

(56) (ヤング)ケアラーの負担軽減を図る為の支援策を講じること

(57) 職場でトラブルに巻き込まれた介護労働者が相談できる第三者機関を市町村に設置する場合における財政措置

(58) 末期がん患者や重度障害者等、医療処置が必要な人を預けることのできる24時間の看護体制付「緩和ケア・ターミナルケア」施設の推進

(59) 大人の引きこもり対策の充実

7. 保健医療部・病院局関係

(1) 2022年度以降の埼玉県版診療・検査医療機関の財政支援措置体制整備・維持をすること

(2) 医師会立看護師・准看護師学校養成所について、看護師等育英奨学金貸与制度、私立高等学校等父母負担軽減事業、母子及び父子並びに寡婦福祉要金貸し付け制度等の貸し付け額の増額や返還免除(県内で5年間従事する事による)など、貸し付け条件の緩和をすること

(3) 乳幼児医療費支給における所得制限を撤廃、自己負担金の廃止をするとともに、支給対象を県内に住所を有する小学校就学前の児童から、高等学校修了までの子どもまでに拡大

(4) 新生児聴覚スクリーニングの普及・推進

(5) 医師不足を解消するために医師確保対策推進事業の拡充

(6) 小児科・産婦人科医の確保を図るため、医学生の育成・定着のみならず、経験を積んだ中堅医師の県内開業・転職への後押し等施策を推進すること

- (7) 開業医による拠点病院支援事業費の拡充
- (8) 浦和美園地区への大学付属病院の早期開設に向けた事業推進
- (9) 医師会立看護師・准看護師学校養成所への支援を行うこと
- (10) 埼玉県ナースセンター事業の推進のため、利便性(乗降客の多い)の良い場所への移転、もしくは支所を開設すること
- (11) 看護師の特定行為研修修了者促進の強化
 - 〈1〉埼玉県における特定行為研修修了者の数値目標を設定すること
 - 〈2〉地域医療介護総合確保基金を活用して「看護師の特定行為研修修了者促進事業」を実施すること
- (12) 准看護師に対する進学支援の強化
 - 〈1〉准看護師が看護師資格を修得するための支援(補助金)をすること
 - 〈2〉准看護師から看護師への道である 2 年課程存続のための支援(補助金)をすること
 - 〈3〉准看護師養成校から看護師養成課程への転換を推進すること
- (13) 全国がん登録の推進及びがん在宅緩和ケアネットワークの構築
- (14) 若年層のがん検診受診率向上を図ること
- (15) 動物指導センター・各保健所における収容動物の更なる環境改善、殺処分ゼロ実現に向けた人員・予算の投入
- (16) 地域猫活動(不妊・去勢費)に対する補助については期限を切ることなく、団体への直接補助、あるいは動物病院を指定し間接的な補助の継続
- (17) 骨髄バンクドナー登録の普及啓発、推進、助成制度の見直し、及び臍帯血採取可能な病院を増やすこと

(18) 重度心身障害者医療費助成制度の充実について、次の取組を行うこと

〈1〉精神障害保健福祉手帳 2 級保持者を重度心身障害者医療費助成制度の対象とすること

〈2〉重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神科入院時の医療費も含めること

〈3〉透析患者に対する重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限及び所得制限の撤廃

〈4〉重度障害者医療費助成事業について下記を行うこと

ア 障害の重度化によって、65 歳以後に、該当する障害等級に達した者への適応の復活

イ 所得や年齢による差別は行わない。精神障害者については、入院時も対象とするとともに、精神保健福祉手帳 2 級まで拡大すること

〈5〉重度心身障害者医療費助成について下記の改善を行うこと

ア 導入された所得制限についての速やかな撤回

イ 65 歳以降に障害が重くなり、該当する障害等級に達した者への適応の復活

(19) 重度障害者医療費助成制度について、以下の点を改善すること

〈1〉制度適用において、所得や年齢による差別は行わないこと

〈2〉精神障害者については、入院時も対象とするとともに精神障害者 2 級まで拡大すること

(20) 精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象とする施策について、市町村から出された意見書や要望書の集約表と、それに対する県における調整等、現在の進捗状況を示すことに加え、令和 4 年度はこの件について実現を目指すこと

(21) 透析患者に対しては「重度心身障害者医療費助成制度」の所得制限対象は今まで通り継続して世帯ではなく本人とすること

(22) 障害者手帳を持たない難病者の就労支援について、差別解消法の観点も含め、障害者雇用総合サポートセンターの業務関係を見直すこと

(23) クロウン病・潰瘍性大腸炎患者にも配慮した携帯トイレと、携帯トイレを使う際の避難場所での環境整備を早急に整えること

(24) 第 7 次埼玉県地域保健医療計画の見直し、そして第 8 次埼玉県地域保健医療計画の策定において、高次脳機能障害も含める形で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築」を進めること

(25) 精神科アウトリーチ事業を実施する場合、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」事業から、高次脳機能障害への支援が漏れることがないようにすること

(26) 対象重度心身障害者医療費助成制度対象を精神障害者保健福祉手帳 2 級までに拡大すること及び精神科入院時の医療費も含めること

(27) 埼玉県で開催される手話通訳者養成等の報酬金を増額すること

(28) ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるために、事業者に対して指導すること。事業者に対して、企業研修などにおける手話言語通訳者の利用、手話言語への理解啓発をすること

(29) 埼玉県手話言語条例について、予算の増額をすること。また、条例が広く浸透するよう、コンビニ、スーパー、市役所、公共施設、公共機関に手話表現のイラストを掲示するなど働きかけをすること

(30) 「電話リレーサービス」が公共インフラとなったことを周知すること

(31) ICT 技術を活用し、既存の防災アプリなどに聴覚障害者向けの機能を加えたものを作るよう検討をすること。避難所の情報提供は聴覚障害者にも伝わりやすく、わかりやすいようにイラスト入りの掲示をすること

(32) 産後うつや育児不安等を予防すべく地域に密着した助産院を利用し、助産師のケアを受けられるよう県として産後ケア助成券の発行を行うこと

(33) 全ての母子が出産後早期に埼玉県各地域において、開業助産師による産後ケア事業(アウトリーチ型)が平等に受けられるようにすること

(34) 産後早期の育児不安を解消するために、すべての母児に助産師による育児相談・母乳ケアなどの産後ママケア事業を推進すること

(35) コロナ禍における孤立を防ぐためにも助産師と妊婦の対面式での両親学級・母親学級を開催すること

(36) 市町村における統括保健師の配置の推進

【新型コロナウイルス感染症対策】

(37) 医師・看護師・病床数の充実に向けた抜本的施策の強化

(38) 新型コロナ禍での感染予防対策の実施・推進については、障害・難病の当事者の意見も聞くように配慮すること

(39) 新型コロナ感染症により、受診控えなどが生じたために減収となっている医療機関への緊急支援策を国に対して強く要請すること

(40) 自宅療養者を増やさないためにも、臨時の医療施設(野戦病院)の増設及び在宅医療の担える医療機関を増やすための診療報酬上の評価を行うこと

(41) 新型コロナウイルス感染症対策のための引き続きの各種事業の実施

(42) 保健所の増設

(43) 医療機関への新型コロナウイルス感染症が終息するまでの経営支援

8. 産業労働部・企業局関係

(1) 小規模事業者等支援の一層の強化のため、下記の取組を行うこと

- 〈1〉小規模事業経営支援事業費補助金の安定的・経済的確保
- 〈2〉経営指導員等補助対象職員の設置定数拡充
- 〈3〉広域指導事業の拡充
- 〈4〉資金繰りに対する支援の継続実施
- 〈5〉DX 事業の拡充

(2) スタートアップ・ベンチャー支援対策の拡充

(3) 経営革新に挑戦している経営者への技術支援や情報提供、販路開拓などの積極的支援

(4) 経営改善普及事業及び地域活性化等を推進する経営指導員等職員に関して下記の取組を行うこと

- 〈1〉経営指導員等補助対象職員の人件費拡充
- 〈2〉合併商工会の経営支援体制の確保
- 〈3〉広域指導員の増員並びに補助単価の見直し
- 〈4〉事務局長設置費の交付要件の緩和
- 〈5〉満 61 歳以降の補助対象職員の補助単価の引き上げ
- 〈6〉専門支援員の拡充
- 〈7〉経営指導員研修生の設置

(5) 中小製造業における人材確保・販路開拓に対する支援の強化

- 〈1〉人材確保に対する支援体制の拡充
- 〈2〉ビジネス交流・マッチング支援の拡充

(6) 企業本社の誘致促進

(7) 多様な働き方実践企業の登録拡大と取組の支援

(8) 中小企業や地域産業に伝わる技能・伝統工芸の継承支援

- (9) 県内企業の海外展開の支援(特に台湾への現地支援体制の強化)
- (10) 商店街に対し新商品の開発、普及、販売促進などの支援拡充を行い、魅力ある商店街づくりのサポートと空き店舗を活用した活性化策の実施
- (11) 県からの企業誘致による大規模な製造業者、物流業者等の商工会等への加入を推進すること
- (12) 大型店や大規模な製造業者、物流業者等の商工会加入促進を図るため、「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に開店前、開店後ともに商工会等との協議を行うことを追記すること
- (13) 次世代エネルギーの普及促進のための産官学連携の強化充実
- (14) 国内外の研究機関を積極的に誘致
- (15) 職人育成に乗り出す県内企業の支援策等、建設業における人材確保策の充実
- (16) ニート、フリーターへの自立・就業支援対策と失業者の雇用対策の拡充
- (17) 高齢者の継続雇用や再就職に対する支援の実施
- (18) 子育て中・子育て後の女性の就職希望者への支援拡大
- (19) 若者の就労支援と正規雇用化の促進
- (20) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充
- (21) ひとり親家庭に特化した就労サポートの実施
- (22) 高速道路網を生かした物流拠点の整備

(23) 各受水団体の厳しい経営状況や需要見込みの把握に努め、水道料金の安易な値上げを行わないように努めること

(24) 安心安全なおいしい水の供給を目指し、経営状況及び受水団体への負担等を懸念しながら設備更新に際して高度浄水処理施設の導入を推進すること

(25) 外国人労働者雇用に関する身近な相談窓口の設置

(26) 合併した商工会等への人的支援の柔軟な対応

(27) 埼玉ゴールデンルート(埼玉東北部から東京都境までのルート)として観光資源の整備や開発支援

(28) 県指定文化財等の修復・保全に関わる財政支援及び地域観光資源としての活用推進

(29) 県内観光地や名所等において音声によるガイドを聴覚障害者も楽しめるように、手話言語ガイド、文字挿入など改善をすること

(30) 「とくとく埼玉！観光クーポン」を GoTo トラベルの再開に関わらず継続して実施すること

(31) AI、RPA、IoT などデジタル化を図る企業への支援・補助を行うこと

(32) 中小企業の新型コロナウイルス感染症対応資金の再開など切れ目のない支援

(33) 栗橋関所・栗橋関所を県の東北部玄関口として観光資源の発掘・支援

(34) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する中小企業・小規模事業者等支援の充実強化について下記の取組を行うこと

〈1〉DX 支援ツールの導入への支援(ア.人流位置情報利活用への支援、イ.地

域最新事業者情報提供への支援、ウ.業務マニュアル効率化への支援)

〈2〉DX 推進員の増員による事業者支援の拡充

(35)アフターコロナを見据えた事業者支援について下記の取組を行うこと

〈1〉事業再構築への支援(事業再構築に向けた県独自の補助金制度創設、国に対する事業再構築補助金の継続の要望等)

〈2〉支援金や融資の優遇による支援継続(中小企業・小規模事業者に対する支援金・協力金の支給、融資制度の融通策等の施策の継続)

(36)地域商業の活性化に対する支援の強化

〈1〉イベント等の安心・安全な実施に対する支援の拡充

〈2〉売り上げ確保に向けた新たな取り組みに対する支援の拡充

〈3〉県内への誘客に向けた取り組み実施に対する支援の拡充

(37)埼玉古墳群を埼玉県随一の観光スポットとして観光客誘致の取組を強化すること

(38)埼玉古墳群のヨシなどの雑草の繁茂を防ぎ、以前のような観光客が楽しめる花植への推進

(39)物産観光館「そぴあ」を往来の多い場所へ移転すること

(40)伝統産業の発展のため、実際的なマーケティング支援の実施

(41)雇用維持の観点から人材確保のためのマッチング機能の充実を図ること

(42)専門家派遣事業(エキスパートバンク事業)の予算拡充

(43)経営革新計画実行のための専門家派遣によるフォローアップ支援の継続

(44)飲食店・小売店等に対する支援について次の取組を行うこと

〈1〉キャッシュレス決済等の多様な決済システムへの対応を支援すること

〈2〉テイクアウト・デリバリー等の非接触型ビジネスへの対応を支援すること

(45) 販路拡大・取引斡旋等に対する支援について次の取組を行うこと

〈1〉ビジネス交流、マッチング支援の拡充

〈2〉地域の特色を生かしたものづくりブランドの育成支援

〈3〉サプライチェーンの維持と確保

(46) 水道の基盤強化を図るため、県として広域連携を推進し、端末給水を行う水道事業体とともに具体的な取組を実行すること

(47) 難病患者の特性を理解した就労支援体制の構築

(48) 観光振興事業並びにイベント等の広報に関して次の取組を行うこと

〈1〉各地域の魅力発見に対する助言及び観光行政の向上を図るための県・市・業界団体による積極的な意見交換を図る場の新設

〈2〉イベント情報の広報を積極的にPRすることにより、宿泊客の増客を図ること

(49) 中小企業・小規模事業者に対する大規模災害等に備えた事業継続力強化計画や事業継続計画(BCP)策定のためのセミナー開催支援

(50) 現在行われている県制度融資のうち政策性の高い制度についての損失補償を継続するとともに、損失補償の対象となる制度融資および損失補償の割合を拡充すること

9. 農 林 部 関 係

(1) 農産物の安全・安心対策について次の取組を行うこと

〈1〉「S-GAP」をはじめとする「GAP」は、安全な農産物の生産、環境負荷に配慮した農業に貢献することから、引き続き普及・推進に取り組むこと

〈2〉食に対する生産工程及び衛生管理が強く求められているが、食品加工施設や野菜・穀物の集荷施設等での新たな設備投資や高額な維持費も大きな負担となるため、「GAP」や「HACCP」の導入・普及に向けた指導や研修、助成措置等の総合的支援を図ること

(2) 埼玉県農業に対する県民理解の醸成について、本県の農業・農村がもつ多面的機能の重要性や、持続性の確保についての県民の理解を深め、消費者が国産農産物を積極的に選択する状況を創り出すための県民運動の強化を図る取組を展開すること

(3) 県産米の消費拡大推進と、米を使った商品の開発・販売支援

(4) 県内自給率アップに向け産業、教育部門など垣根を越えた本格的な対策強化

(5) 遊休農地の積極的活用

(6) 担い手確保について次の取組を行うこと

〈1〉農業の担い手の裾野を拡大し、幅広い新規就農者の育成・確保を強力に進めるとともに、経営継承等に対する支援を一層拡充すること

〈2〉JA 等のサポートを受けつつ、取組みが着実にすすむよう、商工業と同様、「農業版持続化補助金(経営継続補助金)」を継続的な措置拡充となるよう国に働きかけること

〈3〉日本農業と農村文化の重要な役割を担う家族農業の維持発展に向けた、スマート農業の導入支援を図ること

〈4〉コロナ禍の教訓をふまえ、国内労働力による産地の生産体制の確立を進めるため、地域内外からの農業人材の呼び込みに向けた支援など、産地の労働力確保強化にかかる総合的な対策を講じること

(7) 新規就農を支援し、農業の担い手を育成と就農直後の低所得・生活困難就農者への積極支援

(8) 農業への企業参入の促進

(9) 水田等農業対策について次の取組を行うこと

〈1〉埼玉県主要農作物種子条例に基づき、引き続き、本県独自品種の「彩のきずな」や「彩のかがやき」、「さとのそら」等の優良種子の確保と安定生産、品質

向上に向けた技術支援や県内流通の拡大を図るとともに、埼玉県気候風土に適した品種の開発に取り組むこと

〈2〉需要に応じた生産により、需給と価格の安定をはかり、農業所得の増大をめざすため、水田リノベーション事業を含めた水田フル活用に対する助成は、恒久的に確保するよう国へ要望すること

〈3〉埼玉県水田フル活用ビジョンに基づく水田活用の直接支払交付金等の万全な予算措置を国へ要望すること。特に麦、大豆、米粉用米、飼料用米、飼料作物等への戦略作物助成について、要件や助成単価等を堅持するよう国へ要望すること

〈4〉産地交付金は地域の創意工夫による需要に応じた生産の確保や、生産者の意欲向上にもつながるため、引き続き万全な予算措置を確保するよう国へ要望すること。特に、二毛作助成については、過去の水準となるよう配慮すること。また営所得安定対策等推進事業費補助金など、地域農業再生協議会の運営にかかる十分な予算を確保するよう国へ要望すること

〈5〉コロナ禍において、需給変動をふまえながら、予期せぬ需要減に対する必要かつ万全な対策を講じるよう国へ要望すること

(10)最先端技術を活用した都市近郊農業の確立

(11)県産農産物の地産地消の推進、県産ブランドの発掘、及び県内外への広報活動の推進

(12)県産農産物の海外輸出に向けた輸出先の市場分析、商標・意匠登録など知的財産対策、支援体制の確保

(13)農業大学校と農業高校との連携促進、道の駅や直売所等との販売・商品開発の促進

(14)無花粉スギの植林と木材利用の拡大による埼玉林業の再生

(15)環境保全型農業及びそれら農産物のブランド化を推進させるための埼玉県による独自の事業や市町村、農業生産者に対する補助・交付金制度の充実

(16) 人・農地プランを作成し経営の大規模化による効率化を支援するという国の施策方針と合致しない都市型農業地域において利用可能な県単独費による補助制度の創設

(17) 普及指導員の拡充と研修制度の充実

(18) 埼玉県指定旧跡「三富開拓地割り遺跡」であり、日本農業遺産としても認定された「三富新田」の循環型農業の推進策と環境保全活動を活性化させること

(19) 道の駅に係る財政支援と農振除外手続き、生産団体の設立や育成への技術的支援

(20) 病虫害対策の推進

(21) 梨農家への多目的防災網の設置に係る助成制度の確立

(22) スマート農業の更なる普及推進

(23) みどりの食料システム戦略で掲げられた目標の達成に向けた取り組みを推進するため、今後の具体的な道筋を提示しつつ、スマート農業の社会実装の加速化、革新的な技術・生産体系・品種の開発・普及、家畜改良の推進および低コスト化等に向けた支援を拡充するとともに、関係事業者の事業転換・再構築に向けた支援を行うこと。またこうした政策を継続的に推進するため、新たな法制度の創設を国に要望すること

(24) 県費単独土地改良事業補助金の拡充

(25) 県内畜産経営の安定を維持し、県産の安全安心な畜産物を確保するため、県の畜産物定価安定対策事業の充実を図ること

(26) 県内酪農家戸数、生乳生産量が大きく減少していることから、酪農においても肉用牛や養豚の経営安定のための所得補償制度と同等の制度を創設する

よう国に要望すること

(27) 畜産物価格安定制度の充実について次の取組を行うこと

〈1〉県内畜産経営の安定維持、及び県の畜産物価格安定対策事業の充実すること

〈2〉酪農における所得補償制度の構築について県内の酪農家戸数、生乳生産量が大きく減少していることから、酪農においても、肉用牛や養豚の所得補償制度と同等の制度を構築すること

(28) 畜産の振興対策について次の取組を行うこと

〈1〉畜産クラスター事業に係る予算を十分に確保すること

〈2〉防疫演習を始めとした体制強化を図るとともに、農場の衛生対策への指導など家畜伝染病防疫対策支援を強化すること

〈3〉林地での蜜源樹木の植栽や未利用農地での蜜源植物の栽培等の推進など蜜源を確保すること

〈4〉障害者及び外国人の雇用拡大等の労働力確保策に取り組むこと

〈5〉給水・排水設備、運動場や屋根付きスペース等の整備された、毎年使用可能な固定会場等乳牛共進会等の専用会場を確保すること

〈6〉「農場 HACCP」認証、「JGAP」認証などの各種認証制度が導入・活用されるよう、畜産農家を適切に啓発・指導していくこと

〈7〉畜舎・堆肥舎等の建築基準緩和措置の周知徹底をすること

(29) 都市農業対策等について

〈1〉営農に必要な農業用施設用地や平地林・屋敷林に対する固定資産税や相続税の更なる軽減措置を国へ要望すること

〈2〉また、平地林再生のための植栽費用、倒木防止のための伐採費用は高額であり、山林保有者の負担が増大していることから、平地林維持のための予算措置を図ること

〈3〉さらに、地球温暖化対策や森林整備等の財源となる「森林環境税」の課税開始前に、国から県・市町へ譲与されている「森林環境譲与税」について自然環境の保全を考慮し、平地林・屋敷林維持に向けた財源として活用すること

(30) 園芸及びその他品目対策について次の取組を行うこと

〈1〉農業生産法人や認定農業者等が野菜産地化に向け規模拡大に取り組んだ場合の助成措置を引き続き堅持するとともに、埼玉県農業の現場の実態を踏まえ、面積要件の見直しを図るよう国へ要望すること

〈2〉埼玉県を代表する農産物について、引き続き、ブランドイメージの向上と販路拡大、農業者の経営支援を図るため、農協等関係機関と連携して、産地生産基盤パワーアップ事業等の一層の推進を行うこと

(31) 鳥獣被害防止対策について次の取組を行うこと

〈1〉依然として被害が拡大している鳥獣被害の削減・防止のため、県内一円において防護柵等を設置する農業者や集落営農組織等に対して、設置費用の助成を市町村に働きかけるとともに、引き続き技術指導等の支援を図ること

〈2〉県内全域における野生鳥獣の生態・行動域調査等を進め、被害削減に向けた効果的な対策を急ぐとともに、ICT 等を活用した最新技術・機械等の導入支援を図ること

〈3〉鳥獣被害の原因となる日本在来種においては、市町村において鳥獣被害防止計画に定めることにより駆除対象となるため、各市町村と連携し、在来種による被害状況を継続的・合理的に把握するとともに、必要により鳥獣被害防止計画に駆除対象として定めるよう各市町村へ働きかけること

(32) 農業分野における災害対策について次の取組を行うこと

〈1〉災害に強い農業経営の確立と県産農畜産物の安定供給確保のため、国に対して、野菜価格安定制度やナラシ対策を維持したうえで、収入保険等に関する事務の簡素化、野菜価格安定制度と収入保険の同時加入の恒久的措置かつ農業者が使いやすい制度とすること

〈2〉青色申告要件の緩和などセーフティネット対策の拡充を働きかけること

〈3〉災害が頻発化するなか、施設等の改良など災害に強い農業づくり対策を継続的かつ十分に措置するとともに、災害が発生した際には、農業関係の復旧に向けて万全の対策を講じること

〈4〉新型コロナウイルスによる影響が拡大・長期化するなかで、農業生産・流通・販売・観光農園などの厳しい現場実態を踏まえ、引き続き機動的な対策の措置を講じるとともに、国に対して補正予算で措置した対策の拡充、運用改善を働きかけること

10. 県土整備部関係

- (1) 限られた人材、資機材を効率的に活用するため、年間を通じて工事量が確保されるよう施工時期の平準化をすること
- (2) 工期や労務費・間接費等の補正を適切に設定したうえで、週休 2 日制の定着や長時間労働の削減に向けた取組を行うこと
- (3) 円滑な工事による生産性の向上のため、関係者調整など発注時点での配慮をすること
- (4) 施工中に設計変更の必要性が生じた場合、変更に係る協議・指示及び変更金額の適切かつ速やかな調整をすること
- (5) 担当技術者の負担軽減のため工事書類の効率化・スリム化を進めること
- (6) 公共事業予算の増額確保と県内(管内)業者の受注拡大を行うため、次の取組を行うこと
 - 〈1〉適切な条件設定による県土整備事務所管内の建設業者への発注(中小規模工事における入札参加資格要件を管内のみとするなど)
 - 〈2〉管内建設業者を対象とする地域維持管理工事の継続的確保
- (7) 自転車レーンの整備を進めると共に進行方向矢印付自転車ナビの普及
- (8) 県道のグリーンベルト整備促進と進行方向矢印付自転車ナビの同時整備
- (9) 外環道の早期接続に向けた関係機関への働き掛け強化
- (10) 街路樹選定の際には混植(多様な植物種を植えること)を積極採用すること
- (11) 街路樹剪定時の自然樹形の徹底と不要な剪定の禁止(通行などに支障がない部分の剪定を避ける)

- (12) 恒常化するゲリラ豪雨などによる内水氾濫対策の強化、国・県道及び公共用地における貯留浸透施設等の整備促進
- (13) ゲリラ豪雨等による水害を防止するため、下水道管やポンプ施設を整備し、雨水排水能力を向上させること
- (14) アンダーパス冠水対策の推進
- (15) 河川及び周辺地域の清掃活動の強化
- (16) 県道における電線地中化の推進
- (17) 県土の骨格となる幹線道路の整備促進
- (18) 県内市町村における地域強靱化計画策定の支援
- (19) 水害や地震に対する防災減災のための公共事業費の増加
- (20) 群馬県・栃木県との交流促進・防災機能強化に繋がる利根川新橋の建設促進
- (21) 水害時に備えた市町村との連携を含む下水道 BCP 対策の強化
- (22) シェアサイクルの県内市町村への普及促進及び県有施設の敷地を活用したサイクルポートの設置
- (23) 道路占有許可申請時の危険なバス亭への改善指導の実施
- (24) 電柱の民有地移設の推進

11. 都市整備部関係

- (1) 空き家活用や民間借上げ、URとの連携など多様な県営住宅施策の実施
- (2) 県営住宅の今後の整備については人口減少社会を踏まえ、慎重に行うこと。また、既存の県営住宅の建て替えに当たっても民間の供給状況を勘案して慎重に判断すること
- (3) 県営住宅・公営住宅の全住戸に和室及び畳に6畳間一室の採用を拡大すること
- (4) 性別を問わず、同性等のカップルとその子どもが県営住宅等に入居できるようにすること
- (5) 空き家対策について条例等の整備による補助制度の充実や税制問題を含め、都市計画事業の観点から対策を講じること
- (6) 電柱の私有地移設の推進
- (7) 地方自治体が保有する建物の公示の在り方(未登記が多い現状)について、県として検討を重ねる共に、一般の未登記建物の表示を推進すること
- (8) 埼玉古墳公園整備計画(さきたま市場構想)で観光客が飲食・物販が出来る施設導入への支援
- (9) 指定管理は施設の所在する地元事業者を優先すること
- (10) 熊谷スポーツ文化公園に人工芝のグラウンドを整備すること

12. 教育局関係

(1) 子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む ICT 環境のさらなる整備と EdTech(エドテック)を活用した新しい学び方を進めるため、以下のことに取り組むこと

〈1〉Edtech の活用をさらに進めること

〈2〉県立学校において早急に BYAD を導入すること

〈3〉オンライン学習の長所を活かし、ポストコロナ時代も引き続きオンラインを活用すること

〈4〉ICT 教育推進課へのデジタル人材のさらなる配備

(2) AI、IoT 時代を生き抜く STEAM 教育に取り組むこと

(3) 小中高校生への自然・社会体験活動の拡大

(4) 県内すべての子供達が、地域の伝統芸能を総合的な学習の時間や課外活動を活用し、授業等を通じてふれあい親しみ学べる場づくりの徹底

(5) 我が国や郷土に誇りをもてるよう事実に基づいた正しい歴史教育の推進

(6) 先人を敬う心と規律ある態度を育む道徳教育の推進

(7) 若者の政治・選挙に関する主権者教育の充実

(8) 問題解決支援チームなど専門家の協力を活かしたモンスターペアレント対策の拡充

(9) 中学校配置相談員助成の拡充や不登校・貧困対策の拡充に向けたスクールカウンセラーの配置を推進し、いじめ防止の対策を強化すること

(10) 頻発する幼児連れ去り事件などへの自衛力向上のための子供防犯講座「体験学習プログラム」の推進

- (11) 公立学校の教員の民間企業等への研修制度の拡充と指導力向上策の強化
- (12) 栄養教諭及び学校栄養職員の増員
- (13) 市町村立小中一貫教育校の増設・移行支援
- (14) 県立中高一貫学校の成果検証の推進
- (15) 特別支援学校の教室不足解消を図ること
- (16) 特別支援学校における虐待防止対策の徹底
- (17) 公立小中学校事務の共同実施の全県展開
- (18) 公立小中学校事務職員の管理職事務長の創設
- (19) 教育職員の勤務時間管理の徹底を始めとした負担軽減
- (20) スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、さわやか相談員等、教員以外の人々のネットワーク体制の充実を始めとした子どもたちや保護者を支援する体制の構築
- (21) スクールカウンセラーの将来的な常駐体制を視野に入れつつ、当面の配置人員増、駐在日数増に関する数値目標の設定
- (22) スクールカウンセラーを増員し、各学校に常駐させ、いつでも子供が相談できる状態にすること
- (23) 学校全体でメンタル面の健康を保つための工夫、不調になったときの対処など情報を共有し、児童生徒のみならず教師の支援にも取り組めるような体制を作ること

- (24)「アクティブ・ラーニング」の理解促進と研修機会の充実
- (25) 県立高校と地域の連携を促す取組を進めること
- (26) 北朝鮮による拉致問題に対する県民理解をより深めるため、拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」及び映画「めぐみへの誓い」の視聴機会を増やすこと。また北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールへの参加呼びかけを推進すること
- (27) 県立学校食堂等で地産地消の推進、および「ふるさと認証食品」の使用促進
- (28) 県立高校の未耐震施設や老朽化施設の修繕について早期に対応すること
- (29) パラスポーツに親しむ機会を整えること
- (30) 国・県指定文化財等の修復・保全に関わる財政支援及び地域観光資源としての活用推進
- (31) 合気道など伝統的武道を体育の授業に導入すること
- (32) スクールロイヤールの活用を推進すること
- (33) 外国人児童・生徒への日本語教育の充実・強化
- (34) 義務教育も含め、教育現場での ICT 環境の整備を早急に実施し、ICT の利用を進めること。また、ICT の利用にあたり教員の質の向上を図ること
- (35) 5G、SINET、無線 LAN など通信環境の整備を進めること
- (36) 教育ビッグデータの利活用をさらに進め、個別最適化に取り組むこと

- (37) インクルーシブ教育に取り組むこと
- (38) 特別支援教育コーディネーターの加配
- (39) 高等学校の「学校間ネットワーク」形成の支援を行うこと
- (40) 文部科学省が推進する「チーム学校」専門性に基づくチーム体制の推進
- (41) 二部制三部制の高校におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの常勤化、給与体制の見直しと共に加配を図ること
- (42) 二部制三部制の高校では、義務教育からの受け継ぎに医療や関わった人たちがわかる関連図をつけるなど引継ぎの強化
- (43) 早急に学校教育情報化推進計画を策定すること
- (44) 県立高校依頼による手話言語通訳者の予算化を継続し、あわせて学校に対して依頼方法への周知をすること
- (45) ろう学園の教職員の人事について、埼玉県手話言語条例の趣旨を踏まえて、ろう教育に関する専門性や手話言語への深い理解があり、手話言語の力を持った教職員の採用・配置すること
- (46) 大宮ろう学園において手話言語通訳者の複数配置をすること
- (47) ろう学園教職員（新任・現任・転任）への手話研修、県特別支援教育課職員の手話言語研修の充実と、これらの研修の計画的な実施をすること
- (48) 大宮ろう学園の校舎および寄宿舎の老朽化への対応を早急に進めること
- (49) 災害発生時に児童生徒や教職員、避難者が円滑に情報を得られるようにするため、また平常時の授業等における手話言語動画等の有効活用のため、大宮ろう学園、坂戸ろう学園へのアイ・ドラゴン 4 を設置すること

(50) 全ての県立学校への音声認識ソフト UD トークの導入について教員委員会での契約をすること

(51) 地域の小学・中学・高校における聴覚障害児支援のシステム構築

(52) 県内公立学校における制服(標準服)などの選択制を導入すること

13. 警察本部関係

(1) 警察官増員と装備・施設の整備などによる警察基盤の更なる強化

(2) 交通事故多発地帯をはじめとした県内各所に定期的な信号機設置及び信号機等の老朽化施設の更新、維持管理の強化

(3) 劣化し消滅した路面標示や交通規制標識の補修業務を計画的に行うこと

(4) 特殊詐欺対策の徹底と取締り体制の強化

(5) 交番・駐在所における警察官等襲撃事件に備えた安全対策の強化

(6) 警察力強化のため各種術科訓練の積極的推進

(7) 必要性の高い場所における歩車分離信号機への切り替えを推進すること

(8) 免許センターの混雑対策を継続して行うこと

(9) 車庫証明について次の見直しをすること

〈1〉中古車も OSS 申請の新車新規と同じくペーパーレス化すること

〈2〉申請手数料(県証紙)代の QR コード化を行う等、保管場所標章(ステッカー)の役割を見直すこと

以上
(県政全般 計365項目)